

建設業における社会保険未加入対策

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
平成28年8月

0. 社会保険未加入対策の全体像

- ① 今までの取組概要
- ② 建設業における社会保険加入率の推移
- ③ 許可部局による加入指導
- ④ 平成29年度に向けた取組みの強化

1. 社会保険加入に向けた対策の強化

- ① 公共工事での未加入業者の排除
- ② 建設業許可業者DBでの未加入業者の「見える化」

2. 法定福利費の確保

- ① 法定福利費を内訳明示した見積書について
- ② 「法定福利費セミナー」の開催について(予定)
- ③ よくある質問

3. 加入すべき対象の明確化

- ① 下請指導ガイドラインについて
- ② 社会保険の適用関係についての注意点
- ③ 高齢者の厚生年金保険への加入について
- ④ よくある質問

4. 相談体制の強化

- ① 全国社会保険労務士会連合会との連携による相談窓口
- ② その他の相談窓口

0. 社会保険未加入対策の全体像

中央建設業審議会 「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

目標

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5~)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・社会保険未加入対策の取組について共有、周知

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7~)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11~)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 直轄工事における対策

- **直轄工事における対策** (H26.8~段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険等加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

4. 元請企業による下請企業への指導

- **下請指導ガイドライン(課長通知)** (H24.11~)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4~)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用** (H25.9~)
 - ・各専門工事業団体毎に、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成
 - ・下請企業から元請企業への標準見積書等の提出を一斉に開始
 - ・標準見積書等の提出を元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを申し合わせ (H27.1~)

I. 中建審提言（H24.3月 抜粋）

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

II. 社会保険未加入対策推進協議会

1 全国協議会

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、行政、建設業団体、関係団体により、「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

(1) 参加団体等

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体

厚生労働省・日本年金機構（社会保険担当部局）、国土交通省（建設業担当部局）

(2) 開催状況

第1回：H24年 5月29日	社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
第2回：H24年10月31日	社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など
第3回：H25年 9月26日	社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
第4回：H27年 1月19日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
第5回：H27年12月18日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
第6回：H28年 5月20日	目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など

2 地方協議会

各地方ブロックにおいても、地方整備局が事務局となって、地域の実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方協議会を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

III. 加入促進計画の策定・実施

- 協議会に参加している各建設業団体は、それぞれの立場から社会保険加入を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととしている。

構成団体等(五十音順)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大宅工学部教授
水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

建設業団体(五十音順)

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
建設業労働災害防止協会
(一社)建設産業専門団体連合会
(一社)全国鐵構工業協会
(一社)全国建設産業団体連合会
(一社)全国道路標識・標示業協会
(一社)全国特定法面保護協会
(一財)中小建設業住宅センター
(一社)日本ウレタン断熱協会
(一社)日本屋外広告業団体連合会
(一社)日本計装工業会
(一社)日本在来工法住宅協会
(一社)日本潜水協会
(一社)日本保温保冷工業協会
(一社)ビルディング・オートメーション協会
(一社)フローリング協会
(一社)マンション計画修繕施工協会
(一社)住宅生産団体連合会
消防施設工事協会
(一社)情報通信エンジニアリング協会
(一社)全国タイル業協会
(一社)全国ダクト工業団体連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全国圧接業協同組合連合会
(公社)全国解体工事業団体連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国基礎工事業団体連合会
全国建具組合連合会
(一社)全国建設業協会
全国建設業協同組合連合会
(一社)全国建設室内工事業協会
(一社)全国中小建設業協会
(公社)全国鉄筋工事業協会
全国板硝子工事協同組合連合会
(一社)全国防水工事業協会
(一社)全日本瓦工事業連盟
全日本板金工業組合連合会
(一社)鉄骨建設業協会
(公社)日本エクステリア建設業協会
(一社)日本サッシ協会
(一社)日本シャッター・ドア協会
(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
(一社)日本トンネル専門工事業協会
(一社)日本運動施設建設業協会
(一社)日本橋梁建設協会
(一社)日本金属屋根協会
(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本型枠工事業協会
日本建設インテリア委事業協同組合連合会
(一社)日本建設業経営協会
(一社)日本建設業連合会
(一社)日本建設組合連合
(一社)日本建設躯体工事業団体連合会
(一社)日本建築板金協会
(一社)日本左官業組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
(一社)日本造園建設業協会
(一社)日本造園組合連合会
(一社)日本電設工事協会
(一社)日本塗装工業会
(一社)日本道路建設業協会
(一社)日本鳶工事業連合会
(一社)日本内燃力発電設備協会
(一社)日本拝観工事業団体連合会
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

建設業関係団体

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
(一財)建設業振興基金
(公財)建設業福祉共済団
(一社)就労履歴登録機構
全国建設労働組合総連合
全国社会保険労務士会連合会
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

行政関係機関

厚生労働省
職業安定局建設港湾対策室
職業安定局雇用保険課
労働基準局労災補償部労働保険徴収課
年金局事業管理課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
国土交通省
土地・建設産業局建設業課
土地・建設産業局建設市場整備業課
日本年金機構 厚生年金保険部

発注機関(オブザーバー)

(一社)全国住宅産業協会
(公社)全日本不動産協会
電気事業連合会
(一社)日本ガス協会
(一社)日本経済団体連合会
(公社)日本建築家協会
(公社)日本建築士会連合会
(一社)日本建築士事務所協会連合会
(公社)日本建築積算協会
(一社)日本自動車工業会
日本商工会議所
(一社)日本電気工業会
(一社)日本民営鉄道協会
(一社)不動産協会
(一社)不動産流通経営協会

開催状況

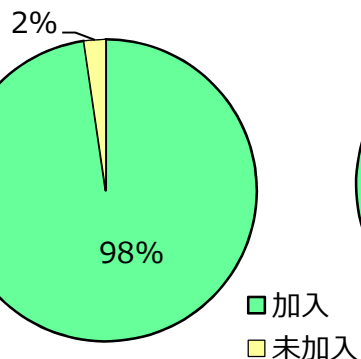
第1回 平成24年 5月29日
第2回 平成24年10月31日
第3回 平成25年 9月26日
第4回 平成27年 1月19日
第5回 平成27年12月18日
第6回 平成28年 5月20日

公共事業労務費調査(企業別・労働者別)①

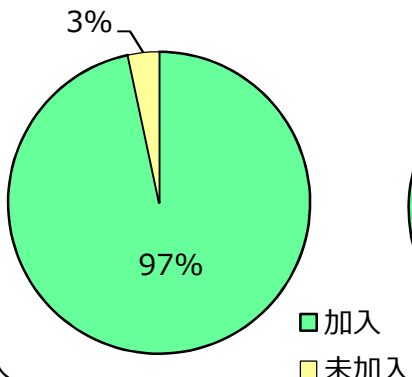
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

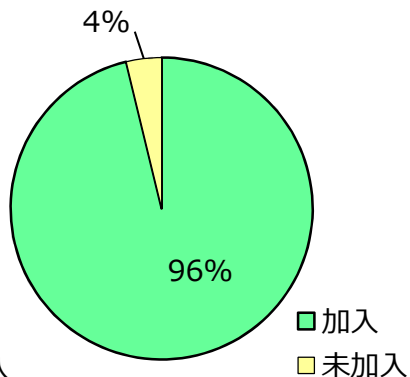
<雇用保険>



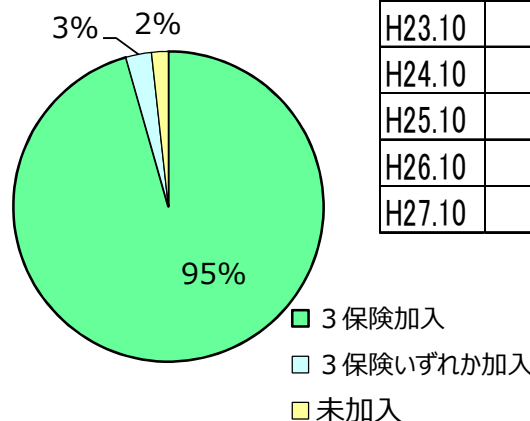
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

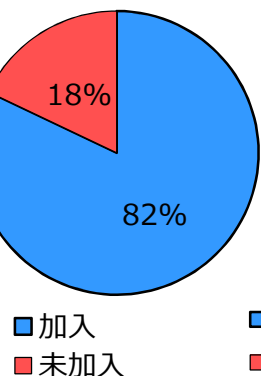


企業別・3保険別加入割合の推移

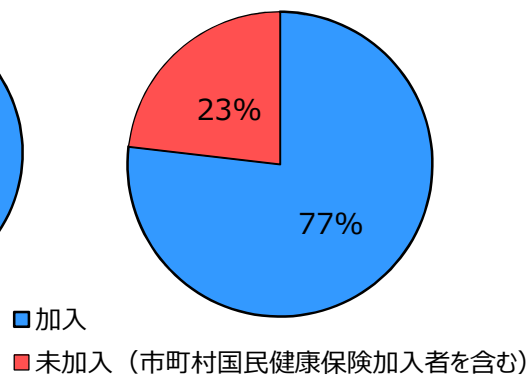
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

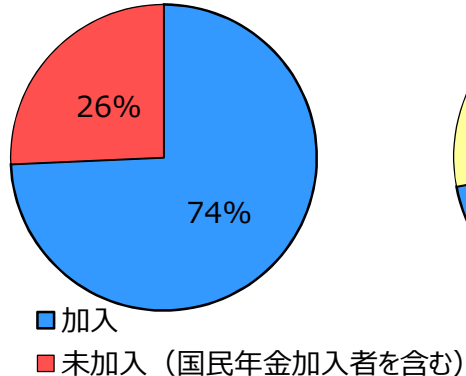
<雇用保険>



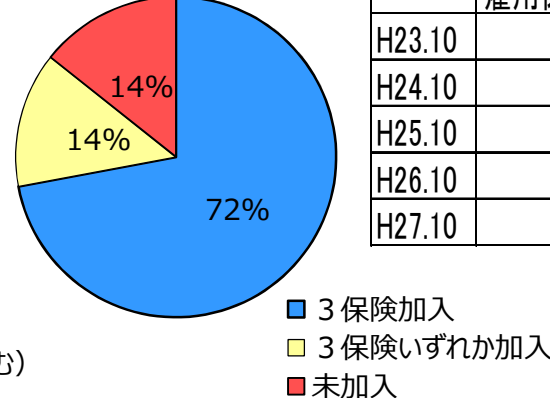
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

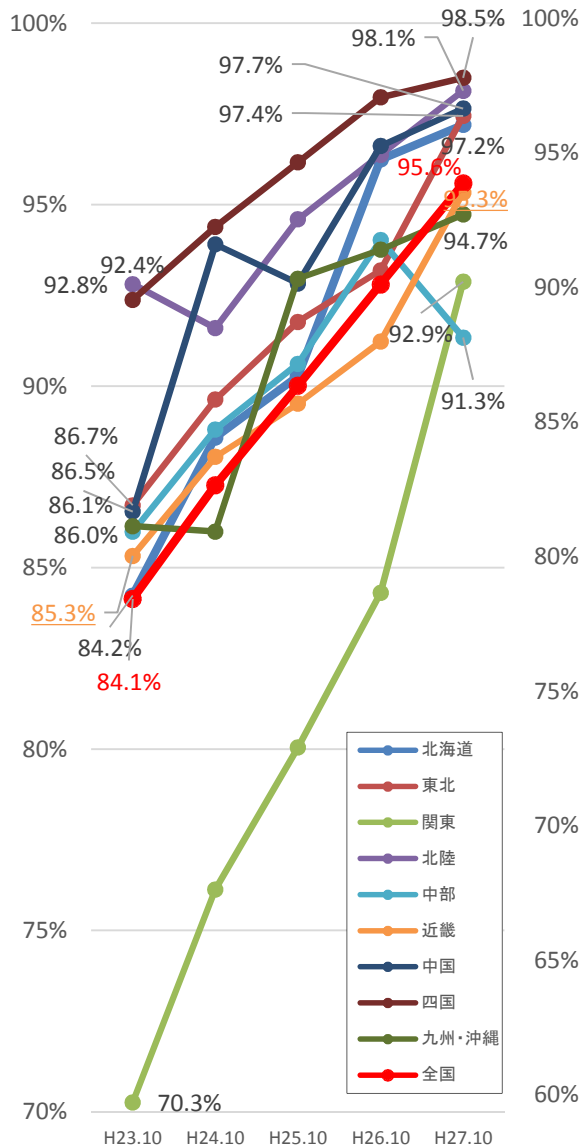
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

公共事業労務費調査(企業別・労働者別)②

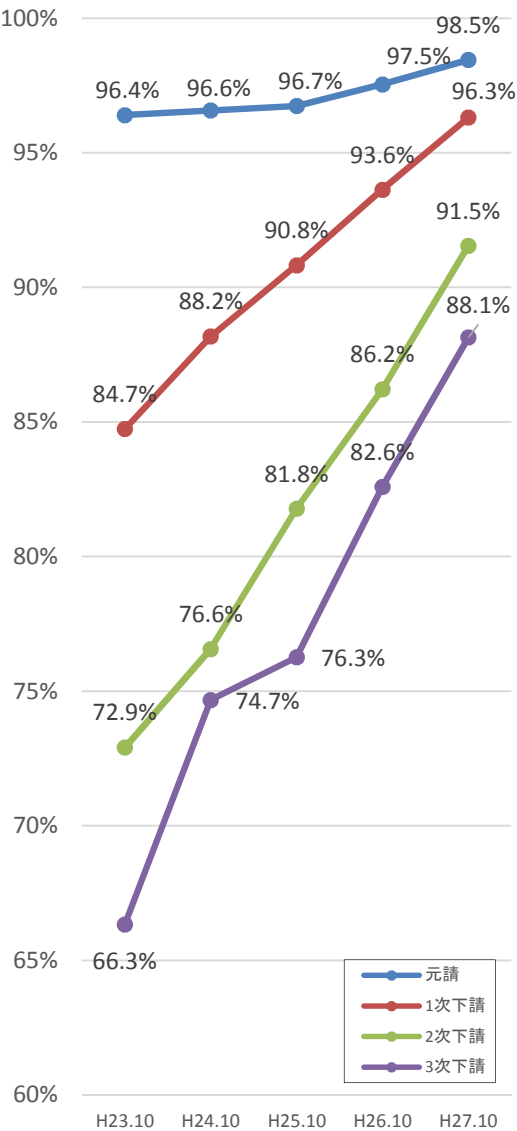
○ 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあります。特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別

3 保険加入割合 (地方別)

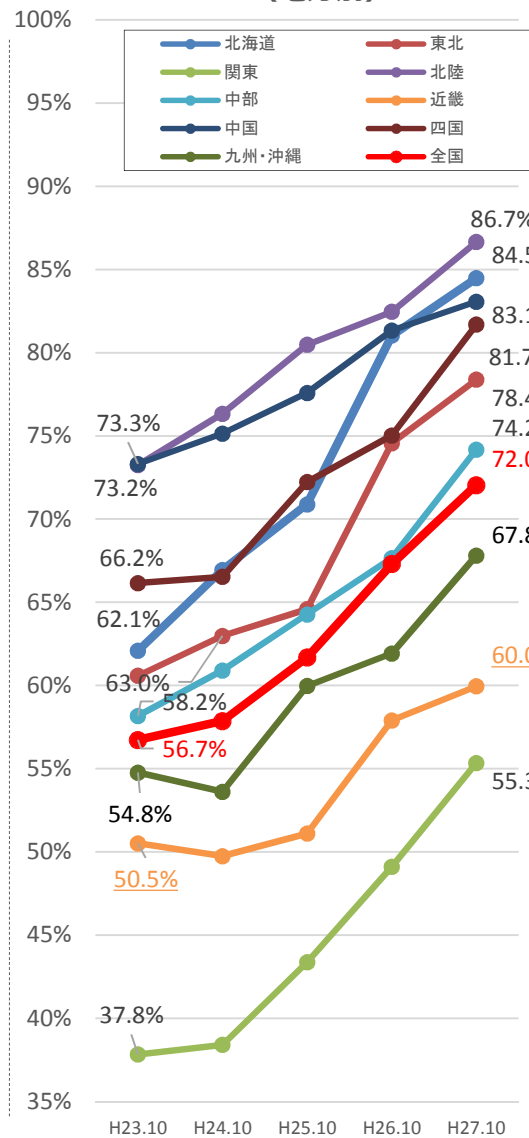


3 保険加入割合 (元請・下請次数別)

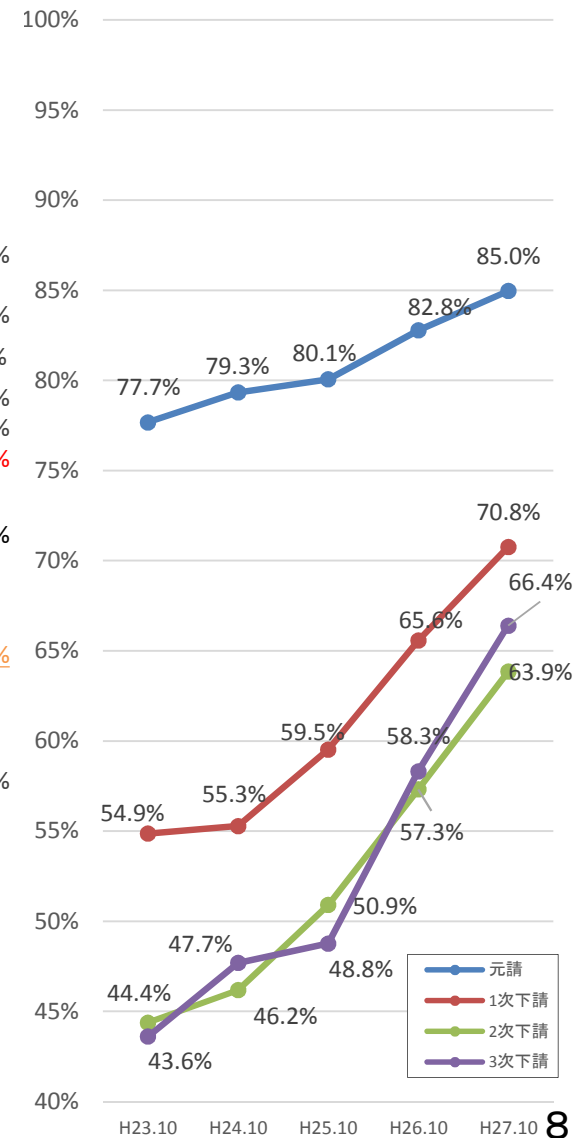


労働者別

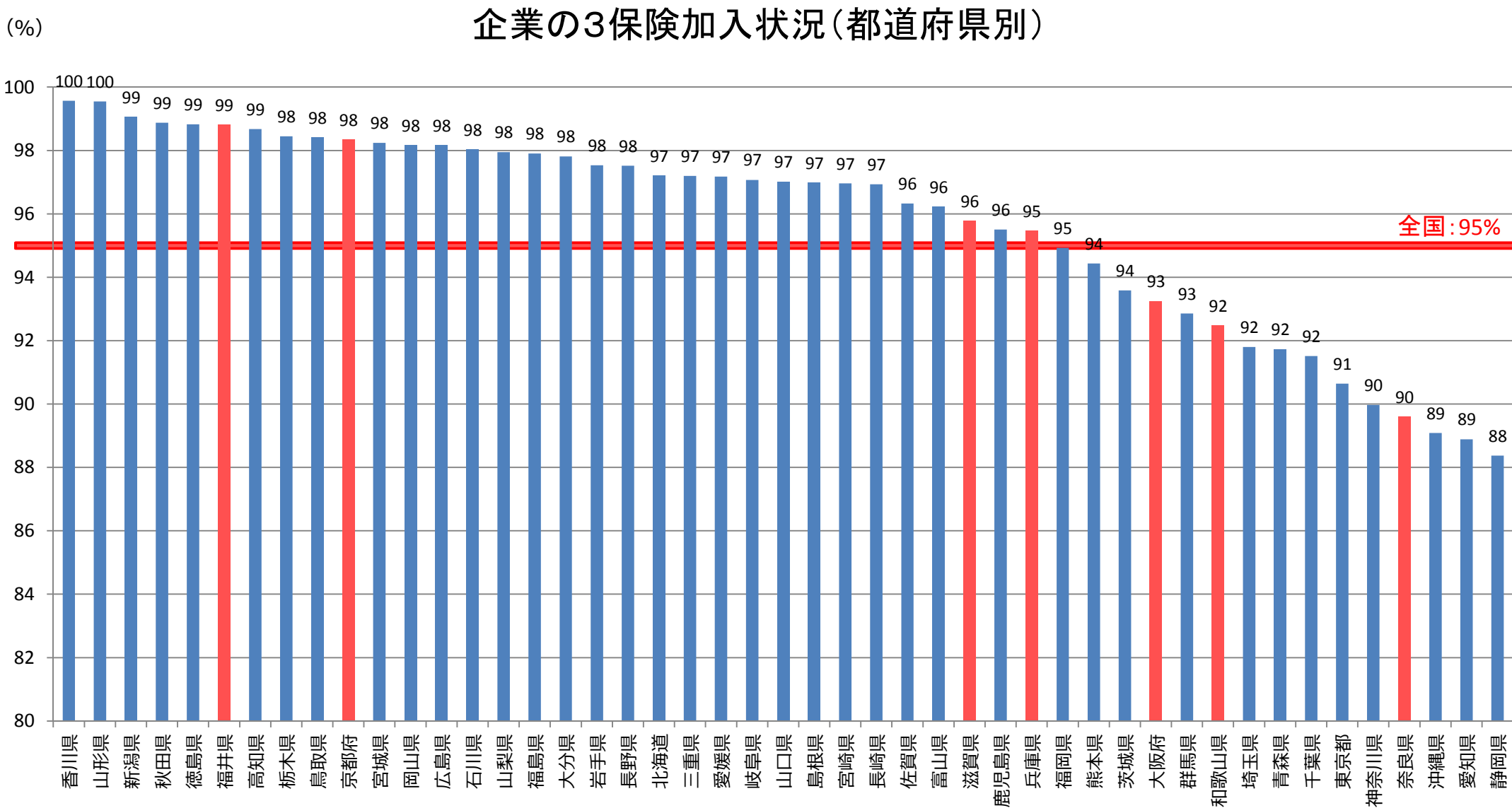
3 保険加入割合 (地方別)



3 保険加入割合 (元請・下請次数別)

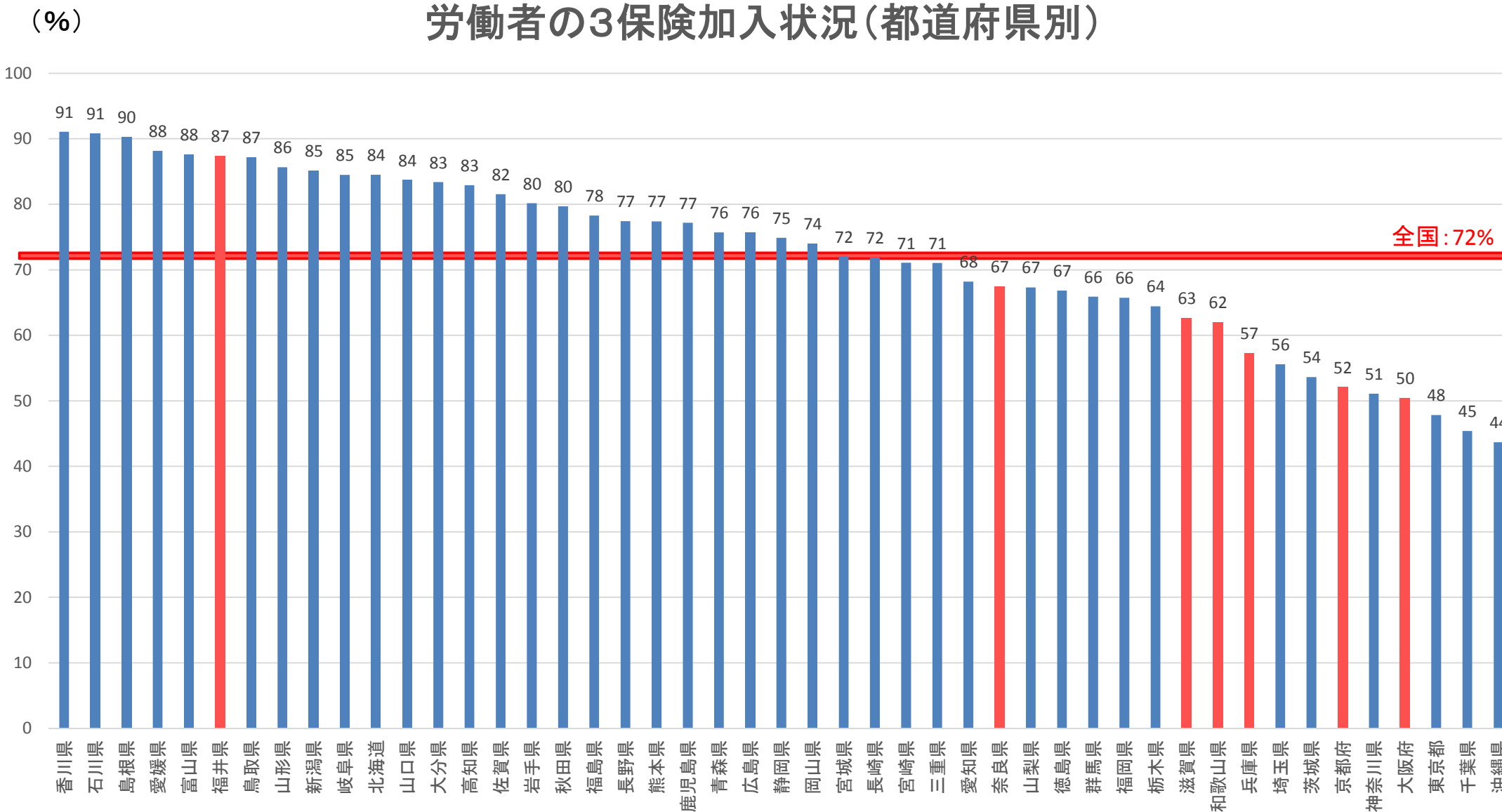


○公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、企業単位での社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。



○公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、労働者単位の社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。

労働者の3保険加入状況(都道府県別)



1. 加入指導状況(平成28年3月現在)

平成24年11月から平成28年3月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり	【以下参考 (27年9月時点)】
○これまでに確認した申請等件数 429, 239件	(373, 423件)
・申請等件数のうち既に加わっていた件数 376, 426件 (87.7%)	(326, 661件 (87.5%))
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数 . . . 52, 813件 (12.3%)	(46, 762件 (12.5%))
【指導を受けた件数の内訳】	
加入した件数 19, 394件 (36.7%)	(16, 479件 (35.2%))
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数 . 25, 784件 (48.8%)	(21, 321件 (45.6%))
指導中又は加入確認待ちの件数 7, 635件 (14.5%)	(8, 962件 (19.2%))

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
 - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
 - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
- 社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
 - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
 - ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
- 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
 - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
- 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する指導
 - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施
 - ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大
- H27年11月～社会保険加入指導の前倒し
 - ・現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒して指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況 (平成24年11月～平成28年3月まで)

- 「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。
 「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。
 「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。
 「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。
 「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。
 「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)
北海道・東北	54,032	49,084	(90.8%)	4,948	(9.2%)	1,837	(37.1%)	2,322	(46.9%)	789	(15.9%)
関東	124,524	98,698	(79.3%)	25,826	(20.7%)	8,835	(34.2%)	13,018	(50.4%)	3,973	(15.4%)
北陸	19,626	18,101	(92.2%)	1,525	(7.8%)	621	(40.7%)	420	(27.5%)	484	(31.7%)
中部	47,037	40,451	(86.0%)	6,586	(14.0%)	2,047	(31.1%)	3,616	(54.9%)	923	(14.0%)
近畿	79,729	71,573	(89.8%)	8,156	(10.2%)	3,102	(38.0%)	4,218	(51.7%)	836	(10.3%)
中国	27,882	26,324	(94.4%)	1,558	(5.6%)	677	(43.5%)	657	(42.2%)	224	(14.4%)
四国	16,202	15,581	(96.2%)	621	(3.8%)	370	(59.6%)	204	(32.9%)	47	(7.6%)
九州・沖縄	60,207	56,614	(94.0%)	3,593	(6.0%)	1,905	(53.0%)	1,329	(37.0%)	359	(10.0%)
合計	429,239	376,426	(87.7%)	52,813	(12.3%)	19,394	(36.7%)	25,784	(48.8%)	7,635	(14.5%)
大臣	13,442	13,406	(99.7%)	36	(0.3%)	30	(83.3%)	2	(5.6%)	4	(11.1%)
知事	415,797	363,020	(87.3%)	52,777	(12.7%)	19,364	(36.7%)	25,782	(48.9%)	7,631	(14.5%)

1. 社会保険加入に向けた対策の強化

○ 元請企業による加入指導の強化

- ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討

○ 公共工事における社会保険未加入企業の排除

- ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
- ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請

○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」

- ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

2. 法定福利費の確保

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底

- ・立入検査による見積書の活用徹底
- ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)

○ 見積書に関する周知・啓発の徹底

- ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
- ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

3. 加入すべき対象の明確化

○ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底

- ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底

○ 未加入の労働者の扱いについて明確化

- ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

4. 相談体制の充実、周知・啓発

○ 相談体制の充実

- ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
 - ①各都道府県単位での相談窓口の設置
 - ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
- ・Q&Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化

○ 周知・啓発の徹底

- ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
- ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

<p>平成28年度 6月・7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共工事における社会保険未加入企業の排除 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の発注工事において未加入企業の排除を図ることを入契法に基づき要請 □ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 立入検査による見積書の活用徹底 ✓ 再下請負についても活用徹底(下請指導ガイドラインの改訂) □ 加入すべき対象の明確化、周知・啓発の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 未加入の労働者の扱いについて明確化 ✓ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底に向けた周知 ✓ 就労形態に応じ加入すべき適切な保険について周知 □ 相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国社会保険労務士会連合会との連携の強化 ✓ Q&Aの充実等既存の相談体制の強化
<p>8月・9月 秋頃～</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 社会保険未加入対策に係る説明会の全国での開催 □ 法定福利費を内訳明示した見積書に関する周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 研修会の開催 ✓ 見積書の作成手順の充実(簡易版の作成等)
<p>平成29年度 4月 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 元請企業の下請企業に対する指導責任の強化(検討中) □ 公共工事における社会保険未加入企業の排除 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直轄工事における2次以下の対策(検討中) □ 「建設業者等企業情報検索システム」に加入状況の情報を追加(準備が整い次第)



目標年次到来を受け、目標の達成状況を評価

1. 社会保険加入に向けた対策の強化

1. 社会保険加入に向けた対策の強化

○ 元請企業による加入指導の強化

H29年4月～

労働者単位を含めた社会保険の加入について、元請企業から下請企業に対する指導責任の強化を検討

○ 公共工事における社会保険未加入業者の排除

① 直轄工事

H29年4月～

建設業許可部局への通報に加え、二次下請以下の未加入業者に対する対策を検討

② 地方公共団体発注の工事

H28年6月

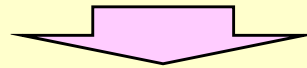
地方公共団体に対し、自らが発注する工事において、競争参加資格審査等による元請業者からの排除のほか、未加入業者との下請契約締結の禁止や許可行政庁等への通報等、必要な措置を講じ、下請業者も含めて排除を図るよう、入札契約適正化法に基づき要請

○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」

H29年度～
※準備が整い次第

国土交通省ホームページで一般に公開している「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」に、企業毎の社会保険の加入状況に関する情報を追加する

- 平成26年8月1日以降に入札公告を行う直轄工事において、
 - ・ 社会保険等未加入建設業者については、競争参加資格を認めない。
 - ・ 施工体制台帳の作成・提出が義務付けられている下請代金の総額が3,000万円以上(※)の工事の一次下請業者については、社会保険等加入業者に限定。



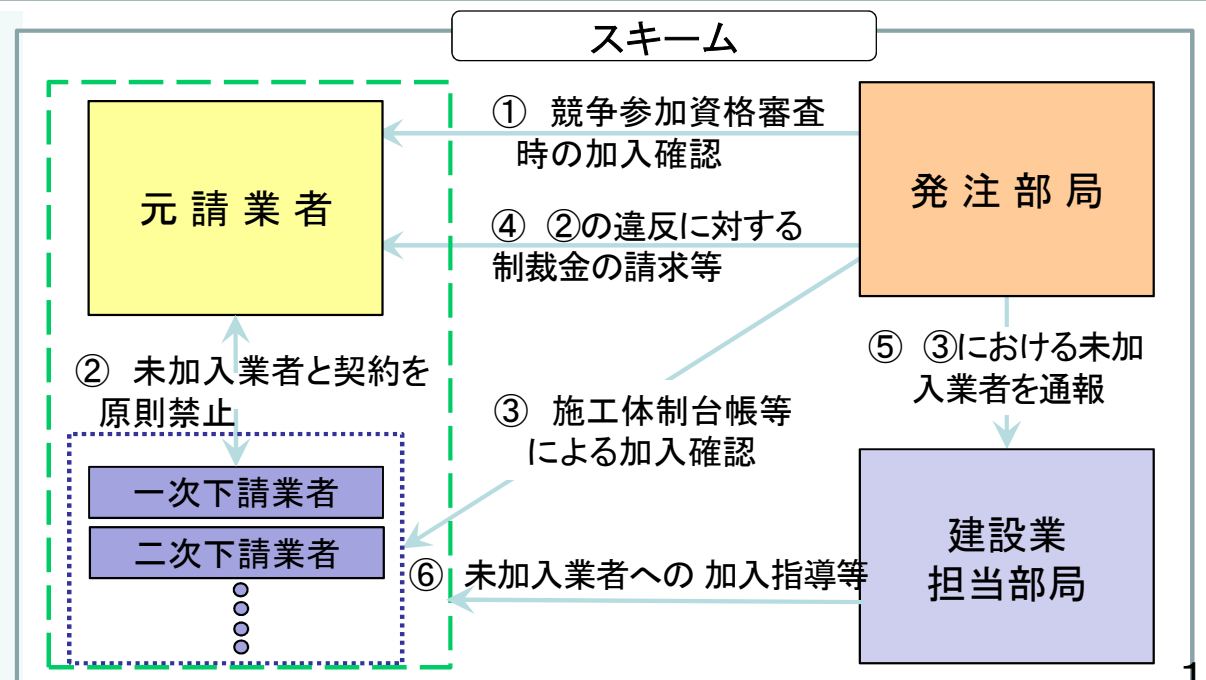
- 平成27年4月1日以降に契約を締結する全ての直轄工事において、下請金額の総額にかかわらず、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報。



- 平成27年8月1日以降に入札公告を行う直轄工事において、下請金額の総額が3,000万円未満(※)についても、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止の措置の拡大を試行。

(※) 建築一式工事の場合は4,500万円

- ① 定期の競争参加資格審査時又は個別の入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認。
(未加入の元請業者は競争参加資格を認めない)
- ② 未加入の一次下請業者との契約を原則禁止。
- ③ 施工体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認。
- ④ 未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤ 全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報。
- ⑥ 建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への加入指導等を引き続き実施。



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）（最終変更：平成26年9月30日閣議決定）（抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。

①～③ （略）

④一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した総合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、必要な措置を講ずるものとする。

以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設けることはできないことに留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

2) （略）

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ～ホ （略）

へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

総行第123号
国土入企第6号
平成28年6月16日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

建設業における社会保険等未加入対策について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされており、これを受けて、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行第231号・国土入企第14号）等で、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）の排除に取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

一方、本年4月に公表した入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果によると、社会保険等未加入業者を排除する取組が今後なお一層求められる地方公共団体が多くあります。

建設業における社会保険等未加入対策については、平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業と同水準以上の加入状況とすることとしており、公共工事からの社会保険等未加入業者の排除等、各種の取組を一層加速させることが求められていることから、各地方公共団体におかれては、適正化指針等を踏まえ、下記の措置を速やかに講じるよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

なお、国土交通省発注工事においては、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する等の取組を進めておりますので、こうした取組も踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

また、法定福利費の適切な支払いや社会保険等への加入徹底に関する指導等についても、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成28年1月20日付け国土入企第13号）を踏まえ、特段のご配慮をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 元請業者からの排除

定期の競争参加資格審査等で社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等の必要な措置を講ずること。

2. 下請業者からの排除

元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する等の必要な措置を講ずること。

社会保険等未加入業者対策について

① 公共工事の元請業者を社会保険等加入業者に限定する取組について(複数回答可)

	定期の競争参加資格審査において限定		個別の発注工事における競争参加資格審査等において限定		実施していない	
	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31
国	-	15	-	4	-	4
	-	78.9%	-	21.1%	-	21.1%
特殊法人等	-	114	-	9	-	6
	-	91.2%	-	7.2%	-	4.8%
地方公共団体	都道府県	31	-	17	-	9
		66.0%	-	36.2%	-	19.1%
	指定都市	11	-	7	-	6
		55.0%	-	35.0%	-	30.0%
	市区町村	485	-	145	-	1124
	28.2%	-	8.4%	-	65.3%	
小計	527	-	169	-	1139	
	29.5%	-	9.5%	-	63.7%	
計	656	-	182	-	1149	
	34.0%	-	9.4%	-	59.5%	

② 公共工事の下請業者から社会保険等未加入業者を排除する取組について(複数回答可)

	全ての工事で、1次下請業者を社会保険等加入業者に限定		下請契約の請負代金額の総額が一定金額以上の工事で、1次下請業者を社会保険等加入業者に限定		建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局への通報		実施していない	
	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31
国	-	5	-	5	-	5	-	11
	-	26.3%	-	26.3%	-	26.3%	-	57.9%
特殊法人等	-	18	-	11	-	18	-	84
	-	14.4%	-	8.8%	-	14.4%	-	67.2%
地方公共団体	都道府県	2	-	7	-	20	-	26
		4.3%	-	14.9%	-	42.6%	-	55.3%
	指定都市	1	-	4	-	5	-	12
		5.0%	-	20.0%	-	25.0%	-	60.0%
	市区町村	89	-	34	-	18	-	1585
	5.2%	-	2.0%	-	1.0%	-	92.1%	
小計	92	-	45	-	43	-	1623	
	5.1%	-	2.5%	-	2.4%	-	90.8%	
計	115	-	61	-	66	-	1718	
	6.0%	-	3.2%	-	3.4%	-	88.9%	

出典:入札契約適正化法等に基づく実施状況調査(平成27年調査)(国交省、総務省、財務省)

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(入札契約適正化法)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査

※調査対象機関: 国(19機関)、特殊法人等(125法人)、地方公共団体(47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

※調査対象時点: 平成27年3月31日現在

データ閲覧 > 建設業者 メニュー画面に戻る

建設業者 宅地建物取引業者 マンション管理業者 賃貸住宅管理業者 業者総括検索 HELP

建設業者 検索

商号又は名称 (全角カナ検索)
※商号又は名称は株式会社・有限会社等を除いた名称で入力してください。

商号又は名称 (漢字検索)

AND条件 OR条件

許可番号 許可第 号～ 号

所在地検索指定 都道府県選択
※本店選択メニュー空欄時は営業所所となります。

業種指定 業種 (略号)

営業所キーワード

結果をソート 許可行政庁 検索結果表示 件ずつ表示

昇順 降順

検索

検索条件を入力してクリック

建設業者 宅地建物取引業者 マンション管理業者 賃貸住宅管理業者 業者総括検索 HELP

建設業者の詳細情報

PDF

業者概要

許可番号	国土交通大臣許可 第1234567号
商号又は名称	国土交通建設(株)
代表者の氏名	国土 太郎
主たる営業所の所在地	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号	03-5253-8111

経営事項審査結果

建設業法に基づく監督処分等情報

国土交通省発注工事における指名停止処分情報

法人・個人区分	法人						
資本金額	50,000千円						
建設業以外の兼業の有無	あり						
保険の加入状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>健康</th><th>年金</th><th>雇用</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table>	健康	年金	雇用	-	-	○
健康	年金	雇用					
-	-	○					

※保険の加入状況の表示は以下の通りです。
「○」…加入又は適用除外
「-」…確認中

許可を受けた建設業の種類

土	建	大	五	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	構	し	板	力	壁	防	内	機	池	通	園	井	開	水	道	溝	
							1	1																			1	

1.一般建設業 2.特定建設業

許可業種

No.	許可年月	許可の有効期間
1	H26/10/20	H26年10月20日からH31年10月19日まで
		許可条件

※更新申請がなされている場合は、当該申請に対する処分が行われるまでの間、なおその許可は有効として取り扱われます。

許可を受けた建設業の種類

土	建	大	五	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	構	し	板	力	壁	防	内	機	池	通	園	井	開	水	道	溝
							1	1																		1	

2. 法定福利費の確保

2. 法定福利費の確保

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底

① 立入検査による見積書の活用徹底

H28年6月～

許可部局による立入検査で、法定福利費を内訳明示した見積書の活用について、元請からの下請への働きかけや下請から提出された見積書の尊重などの状況を確認し、必要に応じ指導

② 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂

H28年7月28日

再下請負の場合でも元請・一次下請間と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を見積条件に明示すること、法定福利費を請負金額に適切に反映することを明確化

○ 見積書に関する周知・啓発の徹底

① 法定福利費の見積りに関する研修会の開催

H28年秋頃～

2次以下の下請け企業を対象に法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催

② 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」の周知徹底

H28年秋頃～

小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実（簡易版の作成等）

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

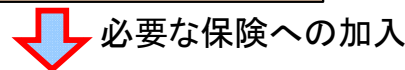
$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業



技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPにも掲載) 下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	1.050% p	E= B × p
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F= B × q
介護保険料(※2)	B	0.450% r	G= B × r
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	8.887% s	H= B × s
合計	B	15.372% t	I= B × t

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.4%(協会けんぽ H24事業年報より)と仮定

小計	J=D+I
消費税等	K=J × 5%
合計	L=J+K

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の記述

元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）



下請企業（再下請負の場合も同様）

- ・自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出



元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

- ・下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある

(参考) 昨年度の開催実績

- 平成27年10～12月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)にて主に専門工事業者を対象とした建設業会計・経理実務等の研修会を開催し、計約1,000名が参加。

- 【主な内容】
- ①いまなぜ社会保険への加入が求められているのか
 - ②社会保険加入と元請・下請企業の役割と責任
 - ③未加入業者や労働者は現場に入れなくなるのか
 - ④法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順等

課題

- 2次以下の下請企業における見積書の活用促進の必要性
- 見積りの方法に関する理解が不足していることが課題の一つ



セミナーの開催

- 2次以下の下請企業を対象としてセミナーを開催
- 法定福利費に関する考え方や算出方法等の基本的内容の習得と、法定福利費を内訳明示した見積書の作成能力向上に役立てて頂くため、建設業会計・経理実務等の研修会を実施。

日付	場所		参加者数
10月23日	広島市	広島YMCA	44名
10月29日	福岡市	福岡商工会議所	112名
11月13日	仙台市	フォレスト仙台	84名
11月16日	東京都	浜離宮建設プラザ	170名
11月19日	高松市	高松商工会議所	55名
12月 1日	新潟市	新潟県建設会館	74名
12月 4日	大阪市	エルおおさか	163名
12月 7日	名古屋市	愛知建設業会館	90名
12月10日	札幌市	道民活動センター	78名
12月18日	那覇市	沖縄産業支援センター	75名

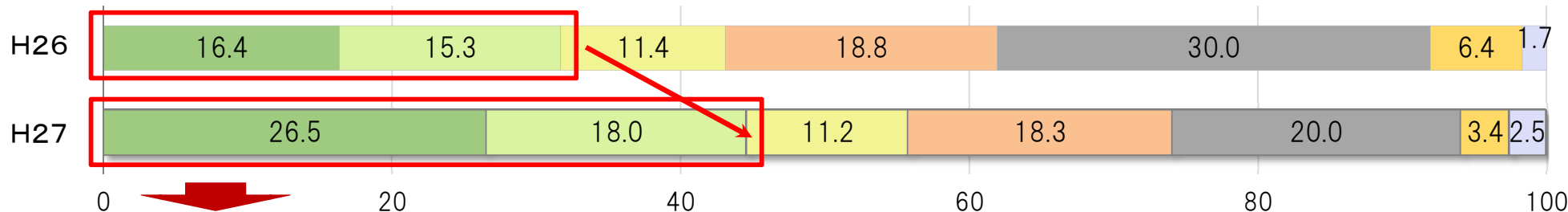
本年度も、秋以降に開催予定 ⇒ 詳細が決定次第、国土交通省HP等を通じて告知

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

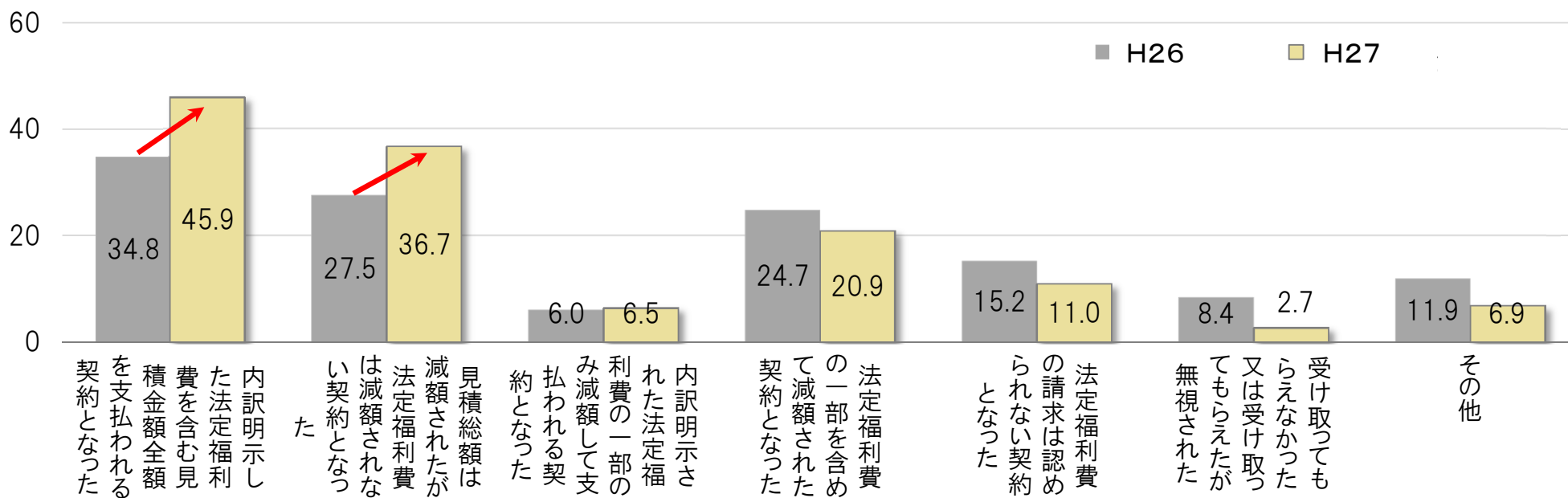
- 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成27年11月にアンケート調査を実施。(回答数:約3000件)
- 下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約4割で、昨年から12ポイント増加。

<見積書の提出状況(下請企業への質問)>

- ほとんどの工事で提出している(8割以上)
- おおむね提出している(5~8割程度)
- あまり提出していない(3~5割程度)
- ほとんど提出していない(1~3割程度)
- まったく提出していない(1割未満)
- 取組自体がよくわからない。
- その他



<標準見積書を提出した結果(下請企業への質問)>

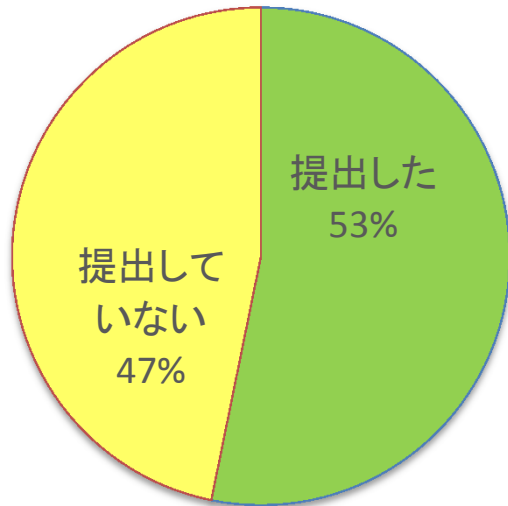


専門工事業者を対象としたアンケート調査によれば、

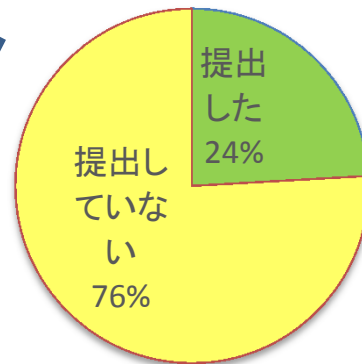
- ・ 標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)を提出した割合は53%と、前年度より27ポイントと大幅に増加した。
- ・ 標準見積書の提出を受けた元請企業による法定福利費の支払い状況については68%が全額支払われたと回答した。

<標準見積書の提出状況>

H27調査

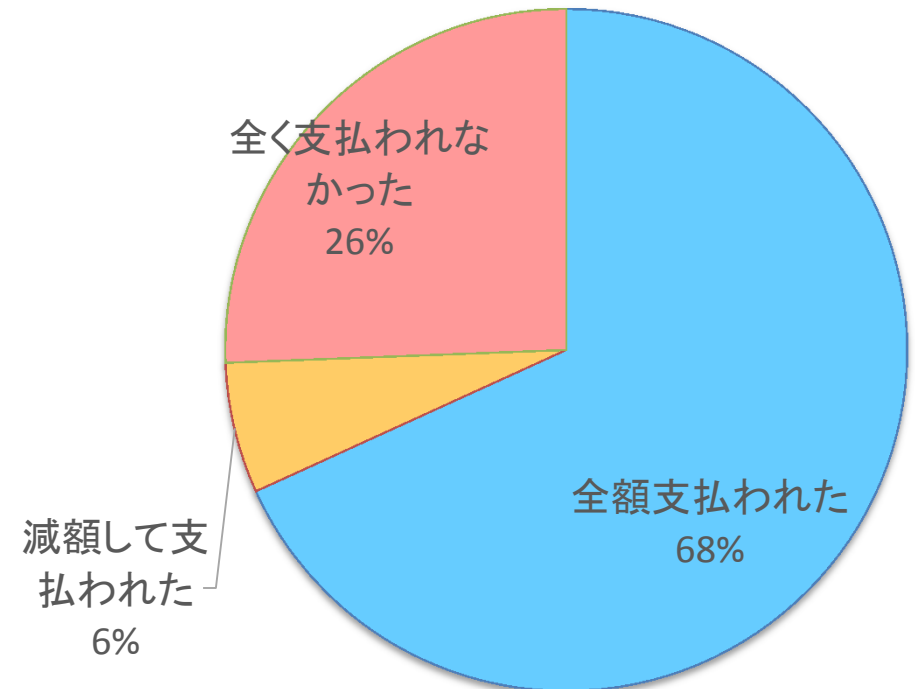


H26調査



<元請による法定福利費の支払状況>

H27調査



出典：(一社)建設産業専門団体連合会「平成27年度 社会保険等加入状況に関する調査報告書」

調査対象：建専連の正会員(34団体)に所属する会員企業(回答数340件、延べ713工事)

Q. 「内訳明示」する法定福利費の範囲は？

A. 原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分が対象になります。

Q. 保険料率はどのように調べるのか？

A. それぞれの保険に応じて、適用する保険料率を調べて下さい。

- ・ 健康保険料 → 協会けんぽのウェブサイト等(個別に健康保険に加入している場合は、組合に問い合わせ)
- ・ 厚生年金保険料 → 日本年金機構のウェブサイト
- ・ 雇用保険料 → 厚生労働省のウェブサイト

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合(被保険者全体に占める40~64歳の者の割合)を用いる方法が考えられます。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 法定福利費分も消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 健康保険、厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いは？

A. 常用労働者が5人未満の個人事業所は、健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。ただし、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。

Q. 見積書の作成方法を知りたい場合には何をみればいいのか？

A. 各専門工事業団体では、業種毎に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので、これを活用し、法定福利費を内訳明示した見積書を作成して下さい。また、国土交通省では各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を解説した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、ホームページに公表しています。

3. 加入すべき対象の明確化

3. 加入すべき対象の明確化

○ 雇用と請負の明確化の徹底

H28年7月～

各作業員が就労形態に応じて加入すべき保険を明確化するため、以下の点について周知を徹底

- ・ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで再下請負通知書及び作業員名簿を作成するとともに、労働者である社員については保険加入を適切に行うこと、
- ・ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者かに疑義がある場合には、下請企業に確認を求めたうえで、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること

○ 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準の周知徹底

H28年7月～

○ 未加入の労働者の扱いについて明確化（下請指導ガイドラインの解釈の明確化）

H28年7月28日

特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき保険未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要(1/3)

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、**元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任**を明確にするものであり、**建設企業の取組の指針**となるべきもの。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

- 社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、**元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる**必要。
- 指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、**元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業**だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) **協力会社組織を通じた指導等**

- **様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高める**ことが重要であり、具体的には次の取組を実施。
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握 (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導 (エ) 再下請企業が同様の取組を行うよう協力会社を通じて指導
- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましい。

(3) **下請企業選定時の確認・指導等**

- 下請契約に先立って、**選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認**し、適用除外でないにもかかわらず**未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導**。
- 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき。

(4) **再下請負通知書を活用した確認・指導等**

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により**下請企業が社会保険に加入していることを確認**し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要(2/3)

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について**作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導。**
- 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき。

※1 確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努める。

※2 情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合にあっては、必要な資料を電子データで添付する方法により提示させることも可能。

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

- 建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべき。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

- 関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を継続して実施。
ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

- 元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要。
- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出**について、**下請企業に対する見積条件に明示。提出された見積書を尊重。**
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方向的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎む。

第3 下請企業の役割と責任

(1) 総論

- 従業員**の**社会保険加入義務を負っているのは雇用主**。そのため、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要(3/3)

(2) 雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- 建設労働者について、**労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別**した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う。施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、**下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載**。
- 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ。

(3) 元請企業が行う指導等への協力

- 元請企業が行う指導に協力する**。元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担。
- 再下請企業(自社を含む)の作業員の保険加入状況を確認、その真正性の確保に努める。当該状況について、元請企業に情報提供。

(4) 雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

- 自ら負担しなければならない**法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出**。

(5) 再下請負における適正な法定福利費の確保

- 再下請負させた場合は、**第2(8)と同様に再下請負人の法定福利費を適正に確保**する必要。
- 法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎む。

第4 施行期日等

平成24年	7月	4日	通知
平成24年	11月	1日	施行
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成28年	7月	28日	一部改訂

今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずる。

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(課長通知)でその取扱いについて明確化する

ガイドライン改訂の主な内容

(平成28年7月28日より施行)

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠であり、特に再下請負の場合の徹底が課題
- このため、下請指導ガイドラインを改訂し、法定福利費を内訳明示した見積書について、以下のとおり明確化する

- ① 法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当すること
- ② 再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている
 - 特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである
 - ① 当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)
 - ② 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③ 当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
 - なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである
- ※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略)保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

(A) 労働者である社員： 雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用される者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要

(B) 請負関係にある者： 個人で国民健康保険、国民年金に加入

①下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A)の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B)の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書を作成

②元請企業

- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

■「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

○ 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある**
(※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある)

○ 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ

⇒ 詳しくは、『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照

「一人親方の労働者性の判断基準についてのリーフレット」より

1

請負としての働き方に近い「一人親方」

たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・

- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
- ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
- ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

事業主として、個人で社会保険(国民健康保険(組合)、国民年金)に加入すればよい可能性が高いです。

2

労働者としての働き方に近い「一人親方」

たとえば仕事を依頼されている会社から・・・

- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
- ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
- ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

(一人親方) 仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
(企業) 自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

			労働保険		社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	—	役員等	—	特別加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険(組合)	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	特別加入	国民健康保険(組合)	国民年金

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する場合がある。
 (一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

□ : 事業主負担がない部分

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である(現在では新設は認められていない)。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

高齢者の厚生年金保険加入に関するメリットについて①

① 厚生年金受給に係る最低限必要な資格期間の短縮について

○ **厚生年金を受給するために最低限必要な資格期間**（保険料納付済期間と保険料免除期間等との合算期間）は、**これまで25年間とされてきましたが、これを10年間に短縮**する法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律）が平成24年の国会で成立しています。これまで加入期間が不足して年金をもらうことが難しかった多くの方が、受給資格を得ることができるようになります。

※ 資格期間は厚生年金と国民年金のそれぞれの**納付期間を合算**して考えます。過去に国民年金を納付した期間と、厚生年金の納付期間とを合算して最低限必要な資格期間を満たしていれば年金の受給権が得られます。

例) 過去7年間国民年金の納付期間あり →→ あと3年間厚生年金納付すれば年金の受給権を得られる

② 障がい年金や遺族年金の受給資格について

○ 厚生年金に加入中、本人が病気やケガにより障害を負ったり、万一亡くなった場合、病気やケガにより初めて診療を受けた日や死亡した日が65歳未満であり、前々月までに、直近1年間に保険料の未納がないなど一定の条件を満たせば、**その障害の程度に応じて障害年金が支給され、また、遺族の方が遺族年金を受けとることが出来ます。**

③ 扶養配偶者の国民年金保険料について

○ 厚生年金に加入している被保険者（65歳未満）に扶養されている配偶者は、国民年金の第三号被保険者となり、配偶者本人の**国民年金保険料の負担はありません。**

増税延期秋に法案提出

年金受給資格 首相「来年度から短縮」

参院選 与党勝利

参院選での与党勝利を踏まえ、政府は消費税増税を再延期するための関連法案を秋の臨時国会に提出する。安倍晋三首相は11日の記者会見で、増税分を活用する予定の社会保障の充実策について、年金受給に必要な受給資格期間を来年度から短縮する方針を明言した。また、具体的な財源には触れなかった。財政の健全性を示す基礎的財政収支(PB)を平成32年度に黒字化する目標も含め、国民が納得する財政健全化の道筋を示す必要がある。(一面参照)

政府は29年4月に予定していた消費税増税を2年半後の31年10月に再延期することを決定。首相が「国民の信を問う」とした参院選で与党が圧勝したため、政府は関連法案を提出する。一方、24年の「社会保障と税の一体改革」で消費税10%への引き上げと同時に実施が決まっている社会保障の充実策は、増税再延期で来年度からの実施が不透明になっている。

- #### 大型経済対策の主なメニュー
- ・リニア中央新幹線の新線開業前倒し
 - ・整備新幹線の建設
 - ・クルーズ船が発着できる港湾の整備
 - ・農林水産物の輸出拡大に向けた環境整備
 - ・熊本地震を受けた防災事業
 - ・保育、介護の受け皿整備や人材確保支援

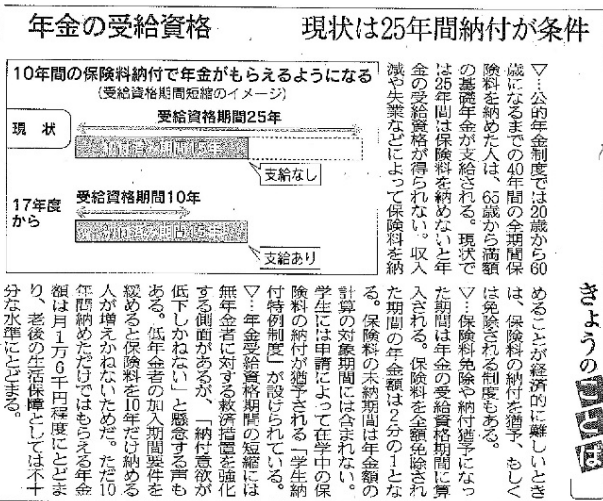
消費税率10%への引き上げで、国債発行を年3兆円抑制する効果が見込めるが、31年10月までは引き続き赤字国債で賄うしかない。それでも政府は、32年度にPBを黒字化する目標を掲げている。内閣府の試算では29年4月に消費税を増税し、バブル期並みに経済が成長しても、32年度には6.5兆円程度のPB赤字が残る見通しだけに、再延期で黒字化目標の達成が遠のくのは必至だ。

政府は28年度第2次補正予算案や29年度予算案の編成で、財政規律にこれまで以上に目配りする必要がある。

↑ 産経新聞(H28.7.12)

← 日本経済新聞(H28.7.12)

首相は11日の会見で、年金受給資格期間の短縮について「来年度からスタートできるように準備を進めていく」と踏み込んで発言。保育の受け皿確保や自主政策「ニッポン1億総活躍プラン」に掲げる保育士と介護



↑ 日本経済新聞(H28.7.12)

年金受給納付10年で

首相、内需下支えきょう指示

安倍首相は11日、参院選を前に自民党本部で記者会見し、デフレ脱却に向け「内需を下支えできる経済的かつ大胆な経済対策を推進する」と表明した。年金の受給資格(3)面より「(4)」を優先的に必要保険料の納付期間を、来年度から短縮する意向を示した。現在の25年から10年に短縮。議員などを除き、10%に短縮する。この経済政策「アベノミクス」を進める。

無年金者 17万人救済

首相は12日原野伸一11日の記者会見では、参院選・再選後に経済政策「アベノミクス」を推進する。一層加速させ、国民から

首相発言のポイント

- ・年金受給資格期間の短縮は、2029年度から開始できる
- ・給付型奨学金の具体的な検討を進める
- ・リニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒し

短縮で、約17万人が無年金者から約17万人が新たに年金受給できることになる見通し。このため、環境を最大限に生かして、財政負担を軽減する必要がある。首相は「未来の成長の種に大胆に投資する」とも表明。若者への投資として無利子の奨学金を投入する。返済不要の給付型奨学金の導入も、検討する意向を示した。

Q. 対象となる社会保険とは？

A. 建設業における社会保険未加入対策で対象となっているのは、労働者を雇用する企業ごとに加入する、健康保険、年金保険及び雇用保険です。他に加入が義務づけられている保険制度として労災保険がありますが、建設業の場合、原則として元請が一括して加入することになります。

Q. 測量・設計業や警備業なども対象になるのか？

A. 建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業法を所管する国土交通省の立場に基づいて「建設業を営むもの」を対象に行っているため、警備業等については「下請指導ガイドライン」の対象外です。ただし、当然ながら警備業等他の業種についても、法令に基づき適切な保険に加入することは必要です。

Q. 現場にいる事務員なども対象になるのか？

A. 「下請指導ガイドライン」で対象としているのは現場の建設労働者であり、事務員、清掃員や場内整備員、残土運搬運転手等、それ以外の労働者の保険加入状況まで把握しようとするものではありません。

Q. 未加入の下請企業や建設作業員はすべて現場から排除されるのか？

A. 「下請指導ガイドライン」では、「適用除外でないにもかかわらず未加入」である下請企業については選定しないこと、「適切な保険に加入していることを確認できない」作業員については現場入場を認めないこととすべきとしています。

法令上、社会保険への加入が義務づけられている企業や作業員についてはこの対象になりますが、適用対象外となるような企業、作業員についてはこの対象となりません。

Q. 国民健康保険や国民年金の加入者は保険未加入という扱いになるのか？

➡ A. 社会保険未加入対策の取組は、現行制度で求められている適切な保険への加入を確保しようとするものであり、法令に沿って適正に国民健康保険や国民年金に加入している方については、改めて保険に入り直す必要はありません。
一方、国民健康保険や国民年金保険に加入している方でも、健康保険や厚生年金保険への加入義務のある方については、適正な保険に加入する必要があります。

Q. 従業員4人以下の事業所であれば社会保険に加入しなくていいのか？

➡ A. 従業員4人以下の個人事業所は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象外となります。一方で、一人でも労働者を雇用していれば、雇用保険には加入する必要があります。
また、法人については従業員の数にかかわらず、健康保険及び厚生年金保険には加入する必要があります。

Q. 一人親方も社会保険に加入しなければならないのか？

➡ A. 一般的に一人親方は個人事業主として請負で仕事をしていますので、労働者にあらず、社会保険の加入対象にはなりません。ただし、「労働者」なのか「請負」なのかについては、労働の実態に応じて判断される必要があります。
国土交通省では、労働者か請負人かを判断するためのチェックシートを掲載したリーフレットを作成しています。
なお、一人親方については、個人で国民年金と国民健康保険に加入することになります。

4. 相談体制の充実、周知・啓発

4. 相談体制の充実、周知・啓発

○ 相談体制の充実

① 全国社会保険労務士会連合会との連携の強化

H28年7月～

- － 安全大会、安全衛生大会、総会等における講演、個別相談会の実施
- － 国土交通省による説明会とタイアップした個別相談会の実施
- － 都道府県単位での建設企業向けの社会保険等に関する相談窓口の設置

② 本省、地方整備局、建設業振興基金による既存の相談体制の強化

H28年6月頃～

- － 寄せられた質問内容を定期的に集約し、新たな質問に回答を作成して関係者で共有
- － 問い合わせの多い質問については「社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)」に追加し、ホームページで周知

○ 周知・啓発の徹底

① 社会保険制度について周知・啓発

H28年7月～

- － 就労形態等に応じて加入すべき適切な保険の判断基準に関する周知素材の充実・周知の徹底

② 地方キャラバンの開催

H28年8月～

- － 建設業関係団体・企業や行政関係者に対し、社会保険等未加入対策に係る施策の周知及び意見交換を行うため、全国10カ所で説明会を開催



国土建労第101号
平成28年5月17日

全国社会保険労務士会連合会会長 様

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



建設業における社会保険等未加入対策の取組への協力依頼

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進める上では、社会保険等の未加入対策を進めることが特に重要であり、平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指し、関係者が一体となって総合的な対策を進めているところです。

今般、目標年次まで残り1年を切り、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化しているところですが、更なる加入を進めるためには、実際の社会保険加入手続等に関する専門的な相談を受け付ける体制の整備も重要となります。

つきましては、建設産業における社会保険等加入の徹底の趣旨を是非ご理解いただき、必要な対策の構築と適切な取組の実施に向け、下記についてご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 安全大会、安全衛生大会、総会等における講演、個別相談会の実施

- (1) 建設産業界の事業所等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、社会保険等未加入対策（雇用管理改善等の労務管理に関する内容を含む。）を講演テーマとして掲げる場合、47都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が講師となり、当該テーマの講演を行うことを、国土交通省より建設業関係団体に文書で周知する。
- (2) 建設産業界の事業所等からの依頼を受け、47都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が講師となり、当該テーマの講演を行う。
- (3) 大会プログラム中あるいは終了後等で、社会保険等の加入、雇用管理改善等、労務管理に関する個別相談会のブースを設置し、社会保険労務士に対応していただく。

2. 国土交通省とタイアップした個別相談会の実施

国土交通省（本省）が主催する社会保険等未加入対策に係る地方キャラバン（全国10ブロックで開催予定）、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法に関する研修会（全国10ブロックで開催予定）の終了後、同日・同会場において、社会保険等の加入に関する個別相談会のブースを設置し、社会保険労務士に対応していただく。

3. 建設企業向けに社会保険等に関する相談窓口の設置

- (1) 47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、相談等があった場合、各地域の社会保険労務士に対応していただく。
- (2) 上記(1)について、国土交通省よりプレス発表し、建設業関係団体に対して文書により周知するとともに、国土交通省が行う社会保険未加入対策に関連する会議や説明会等においても周知する。
- (3) 上記(1)に伴い、国土交通省が以下のような社会保険等への加入に関する周知・啓発に関する文書等を作成する際に「都道府県社会保険労務士会一覧」を掲載する。
 - ・国土交通省より建設業界団体に対し、社会保険加入等を周知する際の周知文の末尾
 - ・社会保険加入促進に関するポスターやリーフレット等の下欄等

以上

1

建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。（※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。）

2

安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1) 社会保険未加入対策等に関する講演、2) 大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。（※費用については個別にご相談下さい。）

⇒ 別添チラシの活用により、是非とも積極的なご利用をお願いします！

社会保険等に関する相談窓口について

社会保険等未加入に対する取り組みに関するお問合せ窓口について

一般財団法人建設業振興基金
構造改善センター
「社会保険未加入に対する
取り組みへのお問い合わせ窓口」
TEL: 03-5473-4572

不当に低い請負代金や指値発注といった元請業者と下請業者の間における請負契約上の法令違反など、建設業法違反に関する通報窓口について

国土交通省
建設業法令遵守推進本部
「駆け込みホットライン」
TEL: 0570-018-240
(ナビダイヤル)

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)

Q&A(よくある質問)

○「社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)」を作成し、平成27年4月22日付で国交省ホームページの「社会保険未加入対策ページ」にて公表 ※随時、更新
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

組織別一覧 50音順

土地・建設産業ページ

社会保険未加入対策ページ

Q&A(よくある質問)

3. 具体的対策

1 保険加入の推進

[1] 推進協議会

- 1) [全国協議会・ワーキンググループ](#)
- 2) [地方協議会\(開催実績\)](#)

[2] 加入促進計画

- 1) [社会保険加入促進計画の枠組み\(案\)](#)
- 2) [日建連社会保険加入促進計画\(外部リンク:日建連\)](#)
- 3) [各団体が作成した保険加入促進計画\(1/3\) \(2/3\) \(3/3\)\(外部リンク:第二回全\)](#)

[3] 行政実施計画

- [建設業における保険未加入問題への行政の取り組み\(平成26年度\)](#)

[4] 周知方策

- 1) [相談窓口\(外部リンク:振興基金相談窓口\)](#)
- 2) [チラシ等広報媒体\(チラシ原稿\)](#)
- 3) 周知・広報用リーフレット・ポスター
 イ、[発注者向け](#) ロ、[元請企業向け](#)
 ハ、[下請企業\(専門工事業者\)向け](#) ニ、[建設業で働く方](#)
 ホ、[ポスター](#)
- 4) [みんなで進める一人親方の保険加入\(社会保険加入にあ\)](#)
 イ、[建設企業向け](#) ロ、[一人親方向け](#)
- 5) [社会保険等未加入対策について\(平成26年6月17日現在\)](#)
- [5] [官庁官報事業における社会保険未加入対策について\(外部\)](#)
- [6] [社会保険未加入対策に関するQ&A\(よくある質問\)](#)

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)

No	質問内容	回答
1	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	建設業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用の各保険(社会保険等)について、企業としての未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が多数存在しています。社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、若年労働者が減少する一因となっています。そして、若年労働者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となり、建設業自体の持続的発展が妨げられることとなります。 一方、法律を守らない保険未加入企業の存在によって、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている真面目な企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという劣勢に陥る状況が生じています。 こうした状況が建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向け取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。
2	国土交通省が加入を推進している社会保険とは。	国民皆保険として法律で国民の加入が義務づけられている保険制度には、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険があります。これらいずれも1人では支えきれない事柄の中の助けが小さいリスクを国民全体で支える仕組みです。 医療保険は、病気やけがで病休にかかった際に医療費がかかるリスクに対し、一定の自己負担だけで治療を受けられるようにするため、健康保険や国民健康保険などがあります。年金保険は、年をとって仕事ができなくなり、収入がなくなるリスクに対し、一定の年齢以上になったらそれまでの加入期間に応じて毎月年金(障害を負ったときや本人が亡くなった時は障害年金や遺族年金)の給付を受けられるもので、厚生年金や国民年金などがあります。雇用保険は、失業して収入がなくなるリスクに対し、生活を安定させて就職活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。労災保険は、業務上や通勤上の怪我やリスクに対し、療養費用などの支給を受けられるものです。 この4保険のうち、労災保険は、建設業の場合、原則として元請が一括して加入する方法が一般的ですが、医療、年金、雇用の各保